

医療保険

国民健康保険被保険者証の交換手続について

発行の在学証明書が必要です。また、住民票が松前町にある場合は、発行できません。ご注意ください。

保険証配達時における不在の場合の取扱について

現在使用中の国民健康保険被保険者証は、平成16年3月31日で有効期限が切れます。交換は原則として郵送となります。ですが、国民健康保険税に納め忘れる方は、役場町民課保険医療係の窓口での交換になります。

さらに、滞納の金額によっては、有効期限の短い保険証（短期被保険者証）や、医療機関でいつたん10割の自己負担をしていただく保険証（資格証明書）を交付するなど、厳しい措置をとらなければなりません。そのようなことにならないために、また、国民健康保険制度の安定的な運営のためにも、国民健康保険税の納付状況について、再度確認をお願いします。

なお、保険証は3月下旬に「配達記録郵便」で郵送する予定です。

問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎ 985-4107

問い合わせ

役場税務課資産税係

☎ 985-4111

《注意事項》

保険証送付用の封筒には開封口を設けています。開封の際にはお確かめの上、保険証を傷つけないようご注意ください。

平成16年度の固定資産税は、平成16年1月1日現在で固定資産を所有されている方に課税されます。課税台帳には、土地、家屋及び償却資産の評価額、課税標準額などが記載されています。

家屋を新築・増築された方、土地の異動のあつた方、町内に土地・家屋・償却資産を新たに所有された方はお確かめください。

閲覧期間

4月1日(木)から閲覧できます。

執務時間中

閲覧場所 役場税務課11番窓口

持参品 印鑑

※代理の方は、所有者の委任状が必要です。

※平成16年度の納税通知書は、4月中旬に発送予定です。

なお、保険証は3月下旬に「配達記録郵便」で郵送する予定です。

問い合わせ

役場税務課資産税係

☎ 985-4110

税

固定資産課税台帳 閲覧のお知らせ

3月15日(月)まで
おすすめですか？

確定申告

◎申告に持参するもの
印鑑・各種所得控除証明書（生命保険などの控除証明書・医療費などの領収書）、源泉徴収票、公的年金收入のあつた方）、税務署から送付された申告書類など。

平成15年分の申告と納税はお済みになりましたか？
3月の所得申告の相談日程は左表のとおりです。期間内に正しい申告を済ませるようにしてください。

なお、所得税の申告をした方は、町県民税の申告をする必要はありません。

問い合わせ
役場税務課町民税係
☎ 985-4110

平成15年分 所得申告相談日程表

月	日	曜	出張申告			一般申告	
			9時～11時30分	13時～16時	申告会場		
3 月	1 月	永田・大溝	徳丸		各地区的 公民館又は 集会所	3月15日(月)ま で役場2階大会 議室で受付をして います。 ※ただし土・日 曜日を除く	
	2 火	横田・東古泉	中川原				
	3 水	鶴吉	神崎				
	4 木	新立・本村	出作				
	5 金	宗意原	北黒田				
	6 土						
	7 日						
	8 月	南黒田	筒井				
			一般申告				